

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年2月分）

見出し	0502-5 草刈りの手当て
ご意見	草刈りを実施した場合の手当てについて
回答	草刈りに対する手当等についてではありますが、各単位衛生班からの草刈りに出た人数及び草刈り機稼働台数の報告に基づき、受託金を割り振り交付していると、市衛連事務局から伺っているところであります。また、交付方法につきましては、各単位衛生班の希望に基づき、町内会等名義の口座への振込、もしくは現金手交のどちらかにおいて、確実に交付しているとのことですので、単位衛生班受領後の取扱いについては、各町内会等にお問い合わせいただくようお願いいたします。
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003